（略）	（略）	（略）

似患畜と同時に実施した牛を除く。）については、ツベルクリン検査を行うこと。

6　結核の患畜の判定をした日に当該患畜と同じ農場で飼養されており、又は当該患畜と同じ農場で飼養されていたことがある牛（5の牛に該当する牛を除く。）については、ツベルクリン検査を行うこと。この場合においては、方法の欄の1の二にかかわらず、再度のツベルクリン検査は行わないこと。

2　次のいずれかに該当するものは、結核の疑似患畜とする。	（略）
一・二　（略）	
3　1及び2に該当しないものは、結核の患畜又は疑似患畜でないものとする。	（略）

別表第四（第三十三条の三関係）

病原体の種類	家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
ウイルス（エンベロープを有するもの）	牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	（略）	次に掲げるいずれかの消毒薬 1～3　（略） 4　その他法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）で定める消毒薬

（略）	（略）	（略）

疑似患畜と同時に実施した牛を除く。）については、ツベルクリン検査を行うこと。

6　結核病の患畜の判定をした日に当該患畜と同じ農場で飼養されており、又は当該患畜と同じ農場で飼養されていたことがある牛（5の牛に該当する牛を除く。）については、ツベルクリン検査を行うこと。この場合においては、方法の欄の1の二にかかわらず、再度のツベルクリン検査は行わないこと。

2　次のいずれかに該当するものは、結核病の疑似患畜とする。	（略）
一・二　（略）	
3　1及び2に該当しないものは、結核病の患畜又は疑似患畜でないものとする。	（略）

別表第四（第三十三条の四関係）

病原体の種類	家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
ウイルス（エンベロープを有するもの）	牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	（略）	次に掲げるいずれかの消毒薬 1～3　（略） 4　その他法第三条の二に規定する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針という。）で定める消毒薬